

にしたるものとして、寧ろ大に祝福せざるべからざるものあるなり。何となれば、所謂女學生の墜落せりといふもの、誠に千萬人中二三に過ぎず。而して此の如きは、何れの年に於ても斷じて之なきを保せず、而も本年に至つて千萬人中二三の墜落生あるの故を以て、即ち囂々として並び起つて之を攻撃す。其攻撃する所以のものは、實に千萬人の悉く純潔ならん事の期望を女學生に囑するに至りたるもの即ち女學生の社會に對する責任の漸く重大となりしと共に、其眞價の漸く社會に認識せらるゝに至りしものとして、宜しく大に祝すべく又賀すべきの至りにあらずとせんや。

其の他吾人の最も希望に堪えざりし母の會の如き、動物虐待防止會の如き、工女保護會の如き、有益なる會合の此處彼處に設立せらるゝ者漸く多く

而して近來又、免役女囚保護會と稱するもの、一部の貴婦人に依りて組織せられんとすといふ。

要するに、明治三十五年は、比較的多事なるが如き年なりしといへども、其精神的道徳的進路に於ては頗る其歩を進めたりといはざるべからず。吾人は今や此年に告別せんとするに當りて、此年の吾人に與へたる之等の祝賀すべき賜物に向つて大に感謝の意を表せざるを得ず。

こゝに明治三十五年を送りて、更に來るべき年の多幸ならんことを祈る。(牧羊)

本邦古代保育法の一斑 (承前)

下村三四吉

さて、また、子どもに名を付けることに就いて、古代には、その母たるものが、つけたといふ一種

の習慣がありました。これは、『日本書記』神代卷に擧げてある一書中に、鷓鴣草葺不合尊御降誕の事を記して、天孫が其節同皇子の御生母たる豊玉姫に「兒名何稱而當可乎」と御尋ねなされしところ、豊玉姫は「宣號彦波瀲武鷓鴣草葺不合尊」と御答へなされたことを記してありますので、わかりますが、これのみにては、たいこの特別の場合に限られたことも申されますが、なほ外のおたしかな證據があります。それは古事記垂仁天皇の條に、皇后狹穗姫が御兄の狹穗彦と共に稻城にたてこもつて、焚死したまはんとせられし時、天皇より皇名に御尋ね遊ばされた御ことばの中に「凡子名必母名」といふことがありますが、宣長翁はこれを「子の名は必ず母なもつくる」と訓んでおられる。即ち子の名は必ず母親がつけるといふの

で、前に擧げました例と合せて考へれば、極古の時分からこの習慣のあつたといふことが分るとおもひます。

五十

右の通りに古代には、子の名をその母親がつけることになつて居りましたが、その母たるものは、色々の事情に因んで名を付けたことは申すまでもありませんが、前に申しましたその母の居住せられた地名から取られたものの少なくないのも、一つはかかる事柄から出てゐると見てもよろしからう。前に擧げた建埴安彦の御母は埴安姫、狹穗彦の御母は狹穗の大關見戸賣、舒明天皇の御子蚊屋皇子の御母は吉備國蚊屋の采女、また天智天皇の御子伊賀皇子は伊賀の采女にて、埴安、狹穗、蚊屋及び伊賀は何れも地名なのです。なほ地名に限らず、他の名でも母が子に名をつける場合に己の

名なの全部ぜんぶ或あるひは一部いちぶを取とつてつけた場合ばあひは少すくからぬことと思おもはれます。

母ははたるものが子こに名なをつけ、またその場合ばあひに己おのれの氏うぢ或あるひは名なを取とる習慣しゅうはんが古代こたいから在あつた關係くわんけいより皇室くわうしつにては、後のちには乳母ちちのうの名なをその乳養ちちのうせられたまふ御子みこにつけさせられることが始はじまりました。

平城天皇へいじやうてんわうの御名みんなの大殿おほのたま及び嵯峨天皇さあがてんわうの御名みんなの神野かむのは何れも乳母ちちのうの氏うぢから取とられた名なである。『文徳實錄ぶんとくじつろく』と申まをす文徳天皇ぶんとくてんわうの御時代みじだいの事ことを書かいた歴史れきしの中に「先朝せんたう之制のちのぢ毎ごとに皇子生みまうぢのうまれ以もつて乳母ちちのう之姓のぢ爲な二之名にのな一焉なり」とありますが、もとより先朝せんたうとありまして、これより以前いぜんからあつた風ふうたることは明あきかで、その始はじまりは何時頃いづつころからか分わりませんが、この習慣しゅうはんはもと實母じつぼの名なを取とられた遺風いふうであらうと考かんへます。

名なのことについてはなほ申まをしたいこともありますけれど、あまり枝葉しえふに亘わたりますから、この位くらゐに止やめ、また本題ほんだいの話はなしもこれにておしまいに致いたします。つまらぬことながら、何か御参考ごさんかうになることありましたら、仕合せしあはせと存ぞんじます。(完結くわんけつ)

Wer im Sommer nicht arbeitet, muss

im Winter

Hunger leiden.

盛夏せいかに當ありて、勤勉きんべんならざれば

嚴冬げんとう飢餓きごの苦くるしみを免まるゝ能あたはず